

「2026あきた水と緑の森林祭」会場設営等業務委託仕様書

1 目的

本業務は、「2026あきた水と緑の森林祭」会場設営等業務を行うものであるが、業務委託内容については、業務委託契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めによることとする。

2 主催

秋田県、横手市、公益社団法人秋田県緑化推進委員会

3 開催日時

令和8年6月13日（土）午前10時から午後3時まで

4 会場

横手市 秋田ふるさと村ほか

5 業務内容

森林祭の企画、運営、会場設営・撤去等 一式

6 業務概要

別紙開催要領の内容を基本とし、その他に新たな独自メニューを適宜組み込んだ企画構成で実施すること。

なお、イベントを企画・実施する際は、秋田県農林水産部森林環境保全課（以下「県森林環境保全課」という。）と協議しながら進めること。

7 主な業務内容

(1) 全体計画企画・演出

- ①全体の企画演出（雨天対応含む）に係る打合せ・調整及び関係資料の作成
- ②各種イベントメニューの進行台本、マニュアル等の作成
- ③その他全体計画企画・演出に必要とされる業務

(2) 出演者・出展の計画・対応

- ①出展数30程度（テント規格2K×3K）の確保に係る対応
- ②展示10程度（テント規格4K×8K）の確保に係る対応
- ③休憩所10程度（テント規格1.5K×2K）の確保に係る対応
- ④出演者（司会・アトラクション関係他）の確保に係る対応
 - ・司会は、フリーアナウンサーなど経験・実績のある者とする
- ⑤出演者、出展者との連絡調整や経費の支払いに関する業務
 - また、出演者、出展者が昼食が必要な場合は、準備及び支払いも行うこと
- ⑥その他出演者、出展の確保に必要とされる業務

(3) 会場設営

- ①各会場の準備から設営・撤去等に係る対応（各種機材・資材・設備(音響等)など）
 - ・音響設備は、式典及びアトラクションにも対応できる設備とすること（ワイヤレスマイク等含む）
 - ・電源を確保し、出展ブース及び本部等（30箇所程度）への電気配線を手配すること
- ②来場者の感染予防に必要な対策
- ③その他会場設営等に必要とされる業務

(4) 看板類（設置・撤去含む）

- ①各会場などの装飾・サイン・看板の準備から設営・撤去等に係る対応
- ②装飾・サイン等の設置に伴う必要な手続きに係る対応
- ③その他装飾・サイン関係で必要とされる業務

(5) 運営・管理等

- ①運営スタッフの体制・配置計画、指示等に係る対応
- ②各会場に必要な警備・交通整理体制等に係る対応
- ③イベント保険(出展・出演者・来場者・スタッフ等傷害保険、借用施設物損等)の加入
- ④その他必要な医療・消防防災・衛生対策を含めた運営・管理に必要とされる業務

(6) その他

その他本森林祭の実施にあたり必要と思われる業務全般に係る対応

8 業務実施手順

(1) 業務実施にあたっては、県森林環境保全課と必要な協議及び打合せを行い、その指示に従って業務を進めること。

(2) 各出展・出演者（以下「出展者等」という。）の確保等にあたっては、県森林環境保全課の了承のもと、直接、協議・調整等を行うこととし、出展者等とは以下記載の事項についての負担調整には特に留意すること。

- ①出展者等が特に必要として準備する備品類(器具・機材等)に係る経費
- ②出展者等が用意する備品類(器具・機材等)の搬入・搬出に係る経費
- ③出展者等の小間・控所への装飾(ブース名表示除く)に係る経費
- ④出展・出演に伴う各種届け出等に係る経費
- ⑤出展・出演に伴うゴミ処理に係る経費（原則、発生元持ち帰り）
- ⑥その他出展者等との調整により、必要とする事項

(3) 県森林環境保全課で直接行う業務を以下のとおりとする。

- ①各自治体関係機関への事前協力依頼に関すること
- ②一部出展者等との協議・調整、決定に関すること
- ③会場の使用許可の手続きに関すること
- ④協賛、後援の対応に関すること
- ⑤その他委託業者との協議等により県森林環境保全課が行うべき業務に関すること

9 成果品

契約条項記載の委託業務完了報告書と合わせて、次の成果品を納品すること。

ただし、契約期間中に県森林環境保全課が求める物については、随時、納品すること。

- ①当該事業の実施運営経過・内容の分かる写真等のデータ（CD-R など）
- ②当該事業の実施運営に際し作成した進行台本・マニュアル等のデータ（CD-R など）
- ③県森林環境保全課・出展者等との打合せ記録等の関係資料
- ④その他、当該事業の実施運営に際し発生した成果物で県森林環境保全課が必要とするもの

10 その他

- (1) この委託業務の着手、進行にあたっては受託者は県森林環境保全課と十分な連絡調整の上、行うものとする。
- (2) 打合せした事項は、本仕様書と同等の効果を有するものとする。
- (3) 県森林環境保全課は森林祭全体の進行业務や参加者の安全対策及び森づくり活動指導等について対応し受託者は会場設営（看板等の設置含む）及び企画・演出業務を行うものとする。
- (4) この委託業務の目的を達成する上で本仕様書の内容を修正する必要がある場合は、県森林環境保全課と受託者の間でその都度協議し、両者合意のもとで変更するものとする。
- (5) やむを得ない理由により、出展者及びテント等、数量が減少した場合、契約額を変更するものとする。